

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年7月7日
【会社名】	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
【英訳名】	Sompo Japan Nipponkoa Insurance Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西澤 敬二
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【電話番号】	03(3349)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 渡辺 博
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【電話番号】	03(3349)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 渡辺 博
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金100,000百万円
各社債の金額(円)	金100万円
発行価額の総額(円)	金100,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	1. 2016年8月8日の翌日から2026年8月8日まで 未定(年0.60%~1.20%を仮条件とし、当該仮条件により需要動向を勘案した上で2016年7月27日に決定する予定。) 2. 2026年8月8日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号で定義する6ヶ月ユーロ円ライプーに(未定)% (1.60%~2.20%を仮条件とし、当該仮条件により需要動向を勘案した上で2016年7月27日に決定する予定。)を加算したものと する。
利払日	毎年2月8日及び8月8日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。ただし、期限前償還される場合には期限前償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定義する。以下同じ。))までこれをつけ、毎年2月8日及び8月8日(以下「利息支払期日」という。)に本号及びに定める方法によりこれを支払う。 払込期日の翌日から2026年8月8日までの本社債の利息については、以下により計算される金額を、2017年2月8日を第1回の利息支払期日として、その後の各利息支払期日に支払う。利息支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 本社債の各社債権者が各口座管理機関(別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に保有する各本社債の金額の総額について支払われる利息金額は、当該各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じることにより計算し、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本において通貨あたりの利子額とは、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程施行規則に従い、1円に別記「利率」欄第1項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額(ただし、半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)をいう。 2026年8月8日の翌日から償還期日までの本社債の利息については、各利息支払期日に、以下により計算される金額を支払う。利息支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 各利息計算期間(下記に定義する。)に関し、本社債の各社債権者が各口座管理機関に保有する各本社債の金額の総額について支払われる利息金額は、当該各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じることにより計算し、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本において通貨あたりの利子額とは、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程施行規則に従い、1円に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる金額(ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)をいう。 「利息計算期間」とは、2026年8月8日の翌日に開始し、その直後に到来する利息支払期日(利息支払期日を繰り上げた場合は修正後の利息支払期日。以下本において同じ。)に終了する期間及び以降のいずれかの利息支払期日の翌日に開始しその次の利息支払期日又は償還期日(ただし、期限前償還される場合には期限前償還期日。)に終了する連続する各期間をいう。

- (a) 別記「利率」欄第2項に定める利率の決定に使用されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金オファード・レート(以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)は、各利息計算期間の開始直前の利息支払期日からロンドンにおける2銀行営業日遡った日(以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁(アイシー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)(又は下記レートの管理を承継するその他の者)が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するロイターの3750頁又はその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)の画面上に表示される6ヶ月ユーロ円ライボーとし、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌銀行営業日。以下「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。
- (b) 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は、利率決定日にすべての利率照会銀行(その利率基準日の前日(ロンドンにおける銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日。)のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁の画面上に表示された6ヶ月ユーロ円ライボーを算出するために、そのレートを提供しそれが利用された銀行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在のレートとされた6ヶ月ユーロ円ライボーの提示を求め、その算術平均値(上位及び下位の各2つを除き、算術平均値を算出した上、小数点第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。
- (c) 本 (b)の場合で、当社に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の6ヶ月ユーロ円ライボーの算術平均値(算術平均値を算出した上、小数点第5位を四捨五入する。)とする。
- (d) 本 (b)の場合で、当社に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率基準日の前日(ロンドンにおける銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日。)のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁の画面上に表示された6ヶ月ユーロ円ライボーとする。

当社は別記「(注)3 事務代行会社、発行代理人及び支払代理人」に定める事務代行会社に本号 に定める利率確認事務を委託し、事務代行会社は利率決定日に当該利率を確認する。
当社及び事務代行会社は、各利息計算期間の開始日から5銀行営業日以内に、上記により決定された本社債の利率をそれぞれその本店においてその営業時間中、一般の閲覧に供する。
償還期日(ただし、期限前償還される場合には期限前償還期日。)後は利息を付さない。
本社債の利息の支払については、本項各号のほか、別記「(注)5 劣後特約」に定める劣後特約に従う。

(2) 利払の停止

利払の任意停止

当社は、その裁量により、ある利息支払期日の15銀行営業日前(以下、本号において「通知基準日」という。)までに別記「(注)11 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める公告又はその他の方法により本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に通知することにより、当該通知に係る利息支払期日における本社債の利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができる(以下、当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」という。)。なお、任意停止金額には、利息を付さない。

利払の強制停止

当社は、通知基準日の5銀行営業日前において、()資本不足事由(下記に定義する。)が発生し、かつ継続している場合、又は()金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から当社又は認可保険持株会社(下記に定義する。)に対して早期是正措置が発動されている場合(以下「強制停止事由」という。)には、当該通知基準日までに別記「(注)11 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める公告又はその他の方法により本社債権者に通知をしたうえで、当該通知に係る利息支払期日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する利息支払期日における本社債の利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べなければならない(以下、当該繰延べを「強制停止」といい、強制停止により繰り延べられた利息の未払金額を「強制停止金額」という。また、任意停止金額と強制停止金額をあわせて「利払停止金額」という。)。なお、強制停止金額には、利息を付さない。

「資本不足事由」とは、() (a)当社又は認可保険持株会社のソルベンシー・マージン比率(その時点において有効な保険業法(平成7年法律第105号)若しくはその他の関係法令、告示又はそれらの解釈における意味を有する。以下同じ。)が200%(資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準。以下本において同じ。)を下回った場合、若しくは(b)当該通知に係る利息支払期日における本社債の利息の支払を行うことにより当社又は認可保険持株会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回ることとなる場合、又は()その時点において適用ある規制(当該規制に関する解釈を含む。)上、本社債の利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合をいう。

「認可保険持株会社」とは、当社の親会社であり、かつ、保険業法に基づき保険持株会社として認可を受けた会社をいう。

未払残高の支払

当社は、その裁量により、10銀行営業日以上20銀行営業日以内に別記「(注)11 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める公告又はその他の方法により本社債権者に通知(かかる通知には支払われる利払停止金額を記載することを要する。)することにより、いつでも未払残高(別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。)の全部又は一部の支払を行うことができる。ただし、かかる支払は、当該通知を行う時点において、()適用のある規制上の要件を充足していること、()強制停止事由が発生していないこと、及び()かかる通知が行われた時点において同順位証券(下記に定義する。)に関する利息支払の繰延(最優先株式(下記に定義する。)については未払配当の累積を含む。以下、本において繰延利息には累積した未払配当を含む。)が生じていない、又はその状態が継続していないことを条件とする。上記()にかかわらず、同順位証券に関する支払が繰り延べられ、その状態が継続している場合であっても、当社が同順位証券に関して当該時点において発生している経過利息及び繰延利息を当該利息の金額に応じて按分にて支払を行うときには、当社は、当該支払日現在において発生している本社債の経過利息及び未払残高の全部又は一部の支払を行うことができるものとし、かかる同順位証券に関する支払は、実質的に同時に行われなければならないものとする。

当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利息支払期日に係る利払停止金額から順に充当される。

本社債の未払残高の支払については、本号のほか、別記「(注)5 劣後特約」に定める劣後特約に従う。

「同順位証券」とは、最優先株式及び同順位劣後債務(下記に定義する。)をいう。ただし、本社債に基づく債務を除く。

「最優先株式」とは、当社が今後発行することのある株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するもの(複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの。ただし、別記「(注)5 劣後特約」に定める劣後特約においては残余財産の分配を受ける権利に関して最上位のもの)をいう。

「同順位劣後債務」とは、本社債に基づく債務及び当社の債務であって別記「(注)5 劣後特約」第(1)号乃至の劣後事由に係る停止条件と実質的に類似する条件を付され、かつ、利払の停止に関して本号と実質的に同じ定めがなされているもの(2013年3月28日発行の2073年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)及び本社債と同時に発行する損害保険ジャパン日本興亜株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに利払の停止に関してそれらと実質的に同じ定めがなされている社債に係る債務を含むが、これらに限られない。)をいう。

	<p>強制支払 本号 又は の規定にかかわらず、ある利息支払期日に先立つ6ヶ月間において、強制支払事由(下記に定義する。)が発生した場合は、当社は、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限る。)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで、当該利息支払期日(強制支払事由が当該利息支払期日に係る通知基準日の翌日以降に発生した場合には、その次の利息支払期日。以下本 において同じ。)に、当該利息支払期日における本社債の利息の支払を行うとともに、未払残高の全部を支払うものとする。ただし、かかる支払は、強制支払事由の発生後、当該利息支払期日までの間に、強制停止事由が発生していないことを条件とする。</p> <p>当社は、本号 又は に基づく通知が行われている場合で、強制支払事由が発生した場合にはすみやかに、強制支払事由が発生した旨その他の必要な事項を別記「(注)11 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める公告又はその他の方法により本社債権者に通知する。</p> <p>「強制支払事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。</p> <p>() 当社の株式に関する剰余金の配当(会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。)若しくは同順位劣後債務に対する利息の支払又は上場持株会社(下記に定義する。)の株式若しくは同順位劣後債務と同等の債務に関する配当若しくは利息の支払を行う決議がされたこと又は支払が行われたこと(ただし、同順位劣後債務の条項に基づき当該支払が強制された場合、又は本号 において規定される同順位劣後債務の経過利息及び繰延利息の按分支払を除く。)</p> <p>() 当社若しくは上場持株会社又は当社若しくは上場持株会社の子会社が、当社若しくは上場持株会社の株式又は当社の同順位劣後債務若しくは上場持株会社の同等の債務の償還、買取り若しくはその他の取得を行ったこと(ただし、以下のいずれかの事由による場合を除く。)</p> <p>(a) 会社法第155条第10号乃至第13号に掲げる場合の取得</p> <p>(b) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求</p> <p>(c) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項又は第806条第1項に基づく反対株主からの買取請求</p> <p>(d) 会社法第116条第1項又は第182条の4第4項に基づく反対株主からの買取請求</p> <p>(e) 当社のストックオプションを含むインセンティブプランに関連する会社法第156条、第160条又は第165条に基づく取得</p> <p>(f) その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由</p> <p>「上場持株会社」とは、当社の親会社であり、かつ、その普通株式が金融商品取引所に上場されている会社をいう。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記「(注)13 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2046年8月8日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、() 当該償還を行った後において当社及び認可保険持株会社が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができることと見込まれること、又は() 当社が当該償還額以上の額の資本金等(保険業法第130条第1号及び同法第271条の28の2第1号に掲げるもの若しくはその時点において適用のある規制における同等のものをいう。)の調達(株式の発行及び劣後債務による資金調達を含む。)を行うことを条件とし、かつ、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限る。)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで(かかる条件及び規制上の要件を、以下「償還要件」という。)、2046年8月8日(以下「償還期日」という。)にその総額を未払残高(下記に定義する。)の支払とともに償還する。</p> <p>償還要件が充足されないことにより本社債が償還期日に償還されない場合、償還期日は償還要件が充足される最初の利息支払期日まで延長され、その間も別記「利率」欄第2項に定める利率による利息が発生する。</p> <p>当社は、償還期日(本号に基づき延長されている場合には延長後の償還期日。以下同じ。)より前の30日以上60日以内に償還要件の充足の有無を別記「(注)11 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める公告又はその他の方法により本社債権者に通知する。償還要件の充足の有無については当該通知の内容が本社債権者を拘束する。</p> <p>「未払残高」とは、本社債に関してその時点で残存するすべての利払停止金額をいう。</p>

	<p>(2) 本項第(1)号の規定にかかわらず、当社は、償還要件を充足したうえで、2026年8月8日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、未払残高の支払とともに期限前償還することができる。</p> <p>(3) 本項第(1)号の規定にかかわらず、払込期日以降、資本事由(下記に定義する。)、税制事由(下記に定義する。)又は資本性変更事由(下記に定義する。)(以下「特別事由」と総称する。)が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、当社は、償還要件を充足したうえで、期限前償還しようとする日までの経過利息を付して、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、未払残高の支払とともに期限前償還することができる。</p> <p>「資本事由」とは、保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更等により、本社債の全部又は一部が、当社又は認可保険持株会社のソルベンシー・マージン比率の算出において、保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われたいおそれが軽微ではなく、かつ、当社又は認可保険持株会社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合をいう。</p> <p>「税制事由」とは、日本の税制又はその運用若しくは解釈に係る改正又は変更等により、本社債の利息の全部又は一部の損金算入が認められないおそれが軽微ではなく、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合をいう。</p> <p>「資本性変更事由」とは、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業務を承継した機関のうちいずれか(以下「格付機関」という。)が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じた旨若しくは生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、本社債について、()本社債の払込期日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合、又は()当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本社債の払込期日において当該格付機関から認められていた当該期間に比べて短くなった場合をいう。</p> <p>(4) 当社は、本項第(2)号又は第(3)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。)より前の30日以上60日以内に必要な事項を別記「(注)11 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める公告又はその他の方法により本社債権者に通知する。</p> <p>(5) 本社債の償還期日(ただし、期限前償還される場合には期限前償還期日。)が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。なお、2026年8月8日に期限前償還される場合において、当該日が東京における銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、償還要件を充足したうえで、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(7) 本社債の償還については、本項各号のほか、別記「(注)5 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)13 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2016年7月28日から2016年8月5日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2016年8月8日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項なし
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からAA-の信用格付を2016年7月27日に取得する予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い、社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 事務代行会社、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債には期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

5 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、清算手続が開始された場合、若しくは破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があった場合、又は日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合(かかる事由を以下「劣後事由」という。)に、以下の規定に従って行われる。

清算の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含む。)が開始された場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

債権の申出期間に申し出がなされた債権又は当社に知っている債権者に係るすべての上位債務(本(注)5第(6)号に定義する。)が、会社法の規定に基づき、全額の弁済を受けたこと。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべきすべての上位債務が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当及び供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載されたすべての上位債務が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生の決定又は同意再生の決定が確定したときは除く。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載されたすべての上位債務が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号 乃至 の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債の元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者(下記に定義する。)に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

「上位債権者」とは、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)5第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、本社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)5第(1)号 乃至 に従ってそれぞれ規定されている条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就されない限りは、本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本(注)5第(1)号の規定により、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定される劣後的破産債権に後れるものとする。

(6) 本(注)5第(1)号 乃至 に従って効力が発生する本社債の元利金の支払請求権(以下「劣後請求権」という。)は、劣後事由の発生日において最優先株式が存在する場合には、本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲でのみ、支払(配当を含む。)の対象となるものとする。

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において最優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務がそれぞれ最優先株式であったならば当社の残余財産から本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務を除く、破産法に規定される劣後的破産債権に係る債務を含むすべての当社の債務をいう。

6 社債管理者に対する定期報告

(1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。

(2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書の写しを当該事業年度又は当該期間の経過後3か月以内に社債管理者に提出する。なお、当社が半期報告書に代えて四半期報告書を作成する場合は、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。当社が金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を作成した場合についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。

(3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

7 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

(1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

(2) 事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。

(3) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。ただし、会社法第784条又は会社法第796条が適用される場合を除く。)をしようとするとき。

8 社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約(以下「管理委託契約」という。)の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料又は報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。

(2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

- 9 債権者の異議手続における社債管理者の権限
会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。
- 10 社債管理者の辞任
- (1) 社債管理者は、社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する場合又は利益が相反するおそれがある場合その他正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
 - (2) 前号の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。
- 11 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し本社債権者に対し公告を行う場合は、法令又は管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告の方法によりこれを行う。
- 12 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)11に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 13 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	50,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金70銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	25,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	15,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	10,000	
計		100,000	

(注) 引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、上記のとおり内定しておりますが、2016年7月27日に買取引受契約を締結する予定であります。

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2 本社債の管理委託手数料については、社債管理者に年間1,000万円を支払うこととしている。

(注) 社債管理者の名称及びその住所並びに委託の条件については、上記のとおり内定しておりますが、2016年7月27日に社債管理委託契約を締結する予定であります。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
100,000	766	99,234

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額99,234百万円は、全額を有価証券投資等の長期的投資資金及び運転資金として2017年3月31日までに充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

社債発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。
表紙の次に以下の内容を記載いたします。

[第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)投資に際してのご留意事項]

本社債に投資するにあたって投資家が特に留意すべきと思われる事項については、以下のとおりであります。
ただし、以下に記載されるリスク要因その他の事項は本社債に関するすべてのリスクその他の留意事項を完全に網羅するものではありません。当社の「事業等のリスク」については、「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」をご参照ください。

(1) 本社債は、当社の保険又は年金商品ではありません。

(2) 利払の停止に関するリスク

当社は、その裁量により、本社債の利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。また、当社は、当社又は認可保険持株会社(当社の親会社であり、かつ、保険業法に基づき保険持株会社として認可を受けた会社をいう。以下同じ。)のソルベンシー・マージン比率(その時点において有効な保険業法(平成7年法律第105号)若しくはその他の関係法令、告示又はそれらの解釈における意味を有する。以下同じ。)が200%を下回り、かつ継続している場合や、当社又は認可保険持株会社に対して金融当局である金融庁による早期是正措置が発動されている場合等の一定の場合には、本社債の利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べなければなりません。

さらに、当社がこのように繰り延べられた利息の未払金額について支払を行うためには、同順位証券(下記に定義する。)について利息支払の繰延が生じていないことが要件となっているため、同順位証券について利払が停止されている期間中は、当社が同順位証券に関して当該時点において発生している経過利息及び繰延利息を当該利息の金額に応じて按分にて実質的に同時に支払を行うときを除き、本社債につき繰り延べられた利息の未払金額について支払を行うことができません。また、本社債の利息の支払の全部が繰り延べられた場合であっても、同順位証券、当社の普通株式又は上場持株会社(下記に定義する。)の株式について利息又は配当の支払が必ずしも停止されるわけではなく、かかる利息又は配当の支払が行われた場合には、原則として、かかる支払の後に到来する本社債の利息支払期日において本社債について繰り延べられた利息の未払金額の全部が支払われます。

したがって、本社債は、利払が停止されている期間、その期待されたキャッシュ・フローを生じず、本社債権者は本社債に関して予定した利息収入の全部又は一部を得られない可能性があります。

「同順位証券」とは、最優先株式(下記に定義する。)及び同順位劣後債務(下記に定義する。)をいいます。ただし、本社債に基づく債務を除きます。

「最優先株式」とは、当社が今後発行することのある株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するもの(複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの。ただし、本社債に付されている劣後特約においては残余財産の分配を受ける権利に関して最上位のもの。)をいいます。

「同順位劣後債務」とは、本社債に基づく債務及び当社の債務であって下記(5)に記載する劣後事由に係る停止条件と実質的に類似する条件を付され、かつ、利払の停止に関して本社債と実質的に同じ定めがなされているもの(2013年3月28日発行の2073年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)及び本社債と同時に発行する損害保険ジャパン日本興亜株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに利払の停止に関してそれらと実質的に同じ定めがなされている社債に係る債務を含むが、これらに限られない。)をいいます。

「上場持株会社」とは、当社の親会社であり、かつ、その普通株式が金融商品取引所に上場されている会社をいいます。

(3) 償還に関するリスク

期限前償還について

当社は、償還要件を充足したうえで、2026年8月8日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。また、以下に示す事由(資本事由、税制事由又は資本性変更事由)が発生し、かつ継続している場合、当社は、償還要件を充足したうえで、期限前償還しようとする日までの経過利息を付して、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。

かかる期限前償還がなされた場合、本社債権者は予定した将来の金利収入を得られなくなり、また、かかる期限前償還された金額をその時点での一般実勢レートで再投資したときに、投資家はかかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利金と同等の利回りが得られない可能性があります。

(資本事由)

保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更等により、本社債の全部又は一部が、当社又は認可保険持株会社のソルベンシー・マージン比率の算出において、保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われたいおそれが軽微ではなく、かつ、当社又は認可保険持株会社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合をいいます。

(税制事由)

日本の税制又はその運用若しくは解釈に係る改正又は変更等により、本社債の利息の全部又は一部の損金算入が認められないおそれが軽微ではなく、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合をいいます。

(資本性変更事由)

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業務を承継した機関のうちいずれか(以下「格付機関」という。)が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じた旨若しくは生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、本社債について、()本社債の払込期日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合、又は()当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本社債の払込期日において当該格付機関から認められていた当該期間に比べて短くなった場合をいいます。

償還期日の延長について

当社は、償還を行った後において当社及び認可保険持株会社が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができることと見込まれること、又は当社が償還額以上の額の資本金等の調達(株式の発行及び劣後債務による資金調達を含む。)を行うこと等の償還要件が充足されない場合、償還期日である2046年8月8日に本社債を償還せず、償還要件が充足される最初の利息支払期日まで償還期日を延長する可能性があります。かかる延長が行われた場合、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に、延長される可能性があります。

社債権者の選択による期限前償還について

本社債権者は、当社に対して期限前償還を求める権利を有していません。

(4) 信用リスク

本社債は無担保の債務であり、当社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払の一部又は全部が行われない可能性があります。

(5) 本社債の劣後性に関するリスク

本社債には劣後特約が付されており、当社に関し、清算手続が開始された場合、若しくは破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があった場合、又は日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われることとなった場合(以下「劣後事由」という。)、本社債の元利金の支払請求権の効力は、上位債務(下記に定義する。)がその債権額につき全額の満足を受けた場合に限り発生し(かかる条件に従って効力が発生する本社債の元利金の支払請求権を、以下「劣後請求権」という。)、かつ、劣後事由の発生日において最優先株式が存在する場合には、同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲でのみ、支払(配当を含む。)の対象となります。

したがって、劣後事由の発生時以降は、本社債権者は、その元利金の全部又は一部の支払を受けられないリスクがあります。

「上位債務」とは、同順位劣後債務を除く、破産法に規定される劣後的破産債権に係る債務を含むすべての当社の債務をいいます。

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において最優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務がそれぞれ最優先株式であったならば当社の残余財産から本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいいます。

なお、本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。そのため、当社が本社債の社債要項に定める元利金の支払を怠り、本社債の社債要項に定める誓約事項を遵守せず、又は(劣後事由以外の)いかなる事由が生じたとしても、そのことにより本社債が期限の利益を喪失することはありません。

さらに、当社は、本社債の社債要項上、本社債の発行後に新たに上位債務を負担することが制限されておりません。

(6) 信用格付に関するリスク

本社債に付与される信用格付は、当社の財務状態の悪化や格付基準の見直し等により、格下げとなる可能性があります。この場合、償還前の本社債の価格及び市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

信用格付は当該格付が付与された時点における格付機関の見解を反映したものにすぎず、本社債への投資に関連するあらゆるリスクを考慮したものとはなっておりません。

(7) 当社の経営・財務状況又は市場金利の変動等に起因する価格変動リスク

償還前の本社債の価格は、当社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価や市場金利等の変動等により、売却する場合において投資元本を割り込むことがあります。

(8) 本社債の特性に起因する価格変動リスク

上記(2)に掲げる利払の停止が生じた場合、本社債の価格は、かかる特性を有しない社債よりも大幅に変動する可能性があります。また、本社債は償還期日までの期間が30年となる、いわゆる超長期債であり、超長期債ではない同種の期限前償還条項付社債と比べ、期限前償還が可能となる最初の日(2026年8月8日)から償還期日(2046年8月8日)までの期間が長期になることから、期限前償還が可能となる最初の日(2026年8月8日)に本社債が期限前償還されなかった場合、又は上記(3)に従い本社債の償還期日が延長された場合、超長期債ではない同種の期限前償還条項付社債と比べ、本社債の取引価格に大きな影響が及ぶ可能性があります。さらに、将来の法令の改正又は規制当局の見解の変更等により本社債の法令上の位置付けが変更されることとなった場合には、本社債の価格が大幅に下落する可能性があります。

(9) 本社債の流通に関するリスク

本社債の発行時においてその流通市場は存在せず、またかかる市場が形成される保証はありません。したがって、本社債権者は、本社債を売却できないか、又は希望する条件で売却できない可能性があります。また、仮に本社債を償還期日までに売却することが出来たとしてもその売却価格は、金利水準や当社の信用度などの要因により、当初の投資元本を著しく下回る可能性があります。

さらに、本社債は劣後債務であることから、関連法令により買入消却を行うことができるのは、当社の任意によるものであり、かつ一定の条件を満たした場合のみに限定されています。

したがって、当社は社債権者からの申し出による中途換金を目的とした本社債の買入消却は行いません。

(10) 税制の変更に関するリスク

本社債の元利金に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本社債権者の予定していた元利金収入の額が減少することがあり得ますが、この場合であっても当社は本社債について何ら追加的支払の義務を負いません。

(11) マイナス金利政策の導入による影響について

本社債の利率は、2026年8月8日の翌日以降、年2回の利率基準日のロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金オファード・レート(6ヶ月ユーロ円ライボー)に連動する変動利率に移行します。日本銀行は、2016年1月28日及び29日の金融政策決定会合において、金融機関が有する日本銀行当座預金の残高の一部に-0.1%のマイナス金利を導入することを決定しましたが、マイナス金利政策の導入の影響により、上記算式による変動利率が計算上マイナスになる可能性があります。そのような場合であっても、当社は、本社債に関して、計算上マイナスとなった利率相当額の支払を本社債権者に対して求めることを想定しておりません。

(12) 課税上の取扱

本社債の課税上の取扱は、現行税制上以下のとおりと考えられますが、将来において、本社債について課税上の取扱が変更される可能性があります。また、取扱の詳細につきましては、税理士等の専門家にご相談頂き、ご自身でご判断頂きますようお願い申し上げます。

本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

本社債の利息は、一般的に利息として取り扱われるものと考えられます。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%(所得税、復興特別所得税及び地方税の合計)の源泉所得税を課されます。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税、復興特別所得税及び地方税の合計)の税率が適用されます。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%(所得税及び復興特別所得税の合計)の源泉所得税を課されます。当該利息は、当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となります。ただし、当該法人は、当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができます。

本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%(所得税、復興特別所得税及び地方税の合計)の税率による申告分離課税の対象となります。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの(源泉徴収選択口座)における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じであります。日本国の内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成します。

日本国の居住者は、本社債の利息、償還差損益及び譲渡損益について、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができます。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

「第四部 組込情報」に掲げた組込書類である有価証券報告書(第73期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2016年7月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2016年7月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第73期)	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	2016年6月29日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2016年6月29日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕 治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則 央	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪 寺 信	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている損害保険ジャパン日本興亜株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び連結子会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2016年6月29日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤裕治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴則央	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪寺信	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている損害保険ジャパン日本興亜株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。